

# 青少年健全育成に向けた講師派遣事業

## 青少年健全育成に向けた講師派遣事業とは

- 青少年健全育成活動の分野において専門的知識及び経験を有する方々を講師として、青少年健全育成活動に取り組む各種団体に対して、当該団体が開催する地域における講座、研修会又は講演会等に派遣する事業です。
- 家庭、地域等の教育力の向上と地域での青少年健全育成活動の取組を促進することを目的としています。
- 直接講師を派遣するほか、オンラインによる講演への講師派遣にも対応します。

## 申請期間及び派遣期間

- 申請期間と派遣期間は下記のとおりです。

申請期間：令和6年4月12日～令和7年1月31日（必着）

派遣期間：令和6年5月13日～令和7年3月15日

※ 申請は、派遣希望日の1か月前までにお願いします。

※ 派遣は随時決定します。

※ より多くの団体に制度を利用していただくため、派遣回数は一団体当たり年度内に1回とさせていただきます。

※ 申込数が上限に達したところで、締め切ります。

※ 希望する日程と講師の予定が合わないなど、不成立となる場合がありますので、申込みは早めにお願いします。

また、複数の候補日時を設定していただいた方が、成立しやすくなります。

※ 講演依頼は、「よくある質問」「注意事項」を御確認の上、実施要項及び派遣要領に従って、誤りのないようにお願いします。

## 申請に係る留意事項

- 「派遣対象となる分野一覧」を基に、申請を行ってください。

特定の講師を希望することは出来ません。

特定の講師を希望した申請は、不受理とさせていただきます。

- 学生のみを対象とする講演会等への講師派遣は分野によってお受けできない場合があります。（「派遣対象となる分野一覧」を御確認ください。）

- 講師決定後、派遣を中止する場合には、委託団体に連絡してください。

やむを得ない場合（災害、新型コロナウィルス感染症等）を除き、中止は控えてください。

## 目 次

### 《青少年健全育成に向けた講師派遣事業のご案内》

事業の概要	…	1
派遣対象となる分野一覧	…	2
講師派遣の手続き	…	5
青少年健全育成に向けた講師派遣事業フロー図	…	6
注意事項・よくある質問	…	7
青少年健全育成に向けた講師派遣事業派遣申請書（様式第1号）	…	8
青少年健全育成に向けた講師派遣事業実施報告書（様式第4号）	…	9
青少年健全育成に向けた講師派遣事業実施要項	…	10
青少年健全育成に向けた講師派遣事業に係る派遣要領	…	11

# 青少年健全育成に向けた講師派遣事業のご案内

## 事業の概要

### 1 派遣対象となる講演会等

活動の本拠を岡山県内に置き、青少年健全育成活動に取り組む各種団体（地域活動グループ、町内会、学校、PTA、その他各種団体等。以下「主催者」という。）が開催する講演会等（オンラインを含む）で、次のページに記載する分野を対象とし、以下の条件を満たすものを派遣対象とします。

- (1) 岡山県内で開催するもの
- (2) 岡山県民又は岡山県に通勤もしくは通学する者を対象に開催するもの  
本事業は、原則、保護者又は地域住民を主たる受講者とする講演会等を対象としますが、次のページの「派遣対象となる分野一覧」に記載する「学生のみの講演会等にも派遣可能なものの」については、学生のみが参加する講演会等であっても、派遣の対象とします。
- (3) 受講者数が概ね20名以上のもの
- (4) 講演時間が概ね45分以上、2時間以内のもの（質疑応答含む）
- (5) 政治、宗教活動及び営利を目的としないもの
- (6) 年度内に本事業に係る講師派遣を受けていないもの  
(今年度2回目の申請でないこと。)

ただし、やむを得ない事情により派遣が決定していた講演会が中止となった場合は、年度内の再申請は可能とする。

### 2 講演の方法

#### (1) 現地における講演

直接講師を講演会場等に派遣するもの。

また、講師に施設まで来てもらい、放送設備等を使用して複数会場で公聴する場合も、現地における派遣として取り扱います。

会場において聴講者に直接講演する以外の形式をとる場合には、申請書の「その他参考事項」欄に詳細を記載してください。

#### (2) オンライン講演

オンライン派遣とは、遠隔地からシステム（Zoom等）を利用して講師に講演をお願いするものです。

システム（使用ツール）は、主催者において準備してください。  
使用するツールは、申請書へ記入してください。

## 派遣対象となる分野一覧

講師派遣の対象となる講演会等の内容については、主に次の分野とします。

- ・ 子育て・家庭教育・地域の教育力
- ・ インターネット・携帯電話
- ・ 性教育・デートDV
- ・ 少年非行
- ・ 薬物乱用防止
- ・ 生活習慣
- ・ 人権教育（子ども・女性）

各分野の内容については、以下を参考としてください。

分野	子育て・家庭教育・地域の教育力	対象				
		一般・保護者	小学生のみ	中学生のみ	高校生のみ	その他学生のみ
※ 子育て支援		○				○
※ 自己肯定感を育む子育て		○				
※ 発達障害を持つ子の子育て		○				
※ 家庭教育		○				
※ 親子関係		○				
※ コミュニケーション		○	○	○	○	○
※ 感情コントロール（アンガーマネジメント）		○	○	○	○	○
※ 感情教育・感情理解教育		○				
※ 子どもの心の理解		○				
※ 思春期・青年期臨床心理学		○				
※ 発達心理学		○				
※ 家族心理学		○				
※ 子どもの問題行動（青少年育成）		○				
※ 人間関係		○				
※ 子ども・若者の居場所		○				
※ 不登校の理解と支援		○				
※ 包括スクールカウンセリング		○				
※ 学校教育（中学生、高校生との関わり方について）		○				
※ P T A活動		○				
※ 次世代育成とコミュニティ支援		○				
※ ボランティア体験活動		○	○	○		
※ 論語教育		○	○	○	○	○

## 派遣対象となる分野一覧

分野	インターネット・携帯電話	対象				
主な内容（参考）		一般・保護者	小学生のみ	中学生のみ	高校生のみ	その他学生のみ
※ メディアコントロール	○					
※ メディアリテラシー教育	○					
※ 情報モラル教育	○					
※ 情報リテラシー教育	○					
※ 情報セキュリティ教育	○					

分野	性教育・デートDV	対象				
主な内容（参考）		一般・保護者	小学生のみ	中学生のみ	高校生のみ	その他学生のみ
※ デートDV防止	○	○	○	○	○	
※ 青年期・思春期の性暴力	○	○	○	○	○	
※ 性教育	○	○	○	○	○	
※ 生殖医療	○		○	○	○	
※ 月経困難症	○		○	○	○	
※ 妊孕性温存	○		○	○	○	

分野	少年非行	対象				
主な内容（参考）		一般・保護者	小学生のみ	中学生のみ	高校生のみ	その他学生のみ
※ 少年事件（少年非行防止）	○					
※ 少年非行の現状	○					
※ 非行少年の社会復帰	○					
※ 法律問題	○					
※ 暴力防止教育	○					
※ 子どもの問題行動（青少年育成）	○					

分野	薬物乱用防止	対象				
主な内容（参考）		一般・保護者	小学生のみ	中学生のみ	高校生のみ	その他学生のみ
※ 薬の適正使用	○	○	○	○	○	
※ 薬物乱用防止（アルコール、酒含む）	○	○	○	○	○	
※ 薬物非行防止	○		○	○	○	
※ 感染症対策	○	○	○	○	○	

## 派遣対象となる分野一覧

分野	生活習慣	対象				
		一般	小学生のみ	中学生のみ	高校生のみ	その他学生のみ
※ 健康教育	○					
※ メンタルヘルス	○					
※ ストレスケア	○					
※ ストレスマネジメント	○					
※ 心理学	○					
※ 睡眠学	○					
※ 精神保健	○					

分野	人権教育（子ども・女性）	対象				
		一般・保護者	小学生のみ	中学生のみ	高校生のみ	その他学生のみ
※ 人権教育	○	○	○	○	○	○
※ 児童虐待	○	○	○	○	○	○
※ ヤングケアラー	○	○	○	○	○	○
※ 若年女性支援	○	○	○	○	○	○
※ ジェンダー	○	○	○	○	○	○
※ L G B T Q	○	○	○	○	○	○
※ S O G I	○	○	○	○	○	○
※ 性同一性障害	○	○	○	○	○	○
※ アンコンシャスバイアス	○	○	○	○	○	○
※ ハラスメント予防教育	○	○	○	○	○	○
※ 障害者福祉	○					
※ 障害者の人権	○					

その他にも、「消費者教育」「金融教育」「主権者教育」など、青少年の健全育成に資する講演会等であれば、講師を派遣できる内容がありますので、上記に記載が無い場合でも、申請前にご相談ください。

## 講師派遣の手続きについて

### 派遣申込みから実施後までの流れ

#### 1 申請書の提出

講師の派遣を希望する講演会等の主催者は、申請期間中に「青少年健全育成に向けた講師派遣事業派遣申請書(様式第1号)」を、岡山県子ども・福祉部子ども家庭課が事業を委託した団体(以下「受託団体」という。)あてに提出していただきます。

オンライン講演を希望する際は、申請書に必ずオンラインを希望する旨を記載して下さい。

#### 2 審査・通知

受託団体において申請書を審査し、派遣が適当と認められる場合は、講師と日程等を調整し、日程等が決定しましたら、主催者に派遣決定通知(様式第3号)を郵送します。

#### 3 打合せ・事前準備

講師決定後、講師との具体的な打ち合わせ、講演会等に係る必要な資料・資材・会場の準備等は、直接申請者において行ってください。

講師の方へは、失礼のないようにお願いします。

#### 4 講演会等の実施

講演会等の実施にあたっては、講師が「青少年健全育成に向けた講師派遣事業の講師」であること又は講演会等が「青少年健全育成に向けた講師派遣事業」を活用したものであることを、講演会等の式次第、看板、配布資料等のいずれかに明記してください。

実施報告のために開催状況の写真撮影をお願いします。

#### 5 実施報告

主催者は、講演会等の終了後10日以内に「青少年健全育成に向けた講師派遣事業実施報告書(様式第4号)」を、受託団体あてに提出していただきます。

実施報告書には、講演時の写真及び講演概要が分かる資料を添付してください。

#### 6 費用の支払い

実施報告書受理後、受託団体から講師へ謝金及び旅費を支払います。

※講演会等に係る謝金及び旅費以外の経費は主催者の負担とします。

### 令和6年度「青少年健全育成に向けた講師派遣事業」受託団体

申し込みについては、下記受託団体まで、郵送・メールにてお願いします。  
なお、問い合わせについても、下記の電話またはメールにてお願いします。

#### 1 団体名

一般社団法人SGSG

#### 2 所在地

〒700-0026 岡山市北区奉還町3-1-30

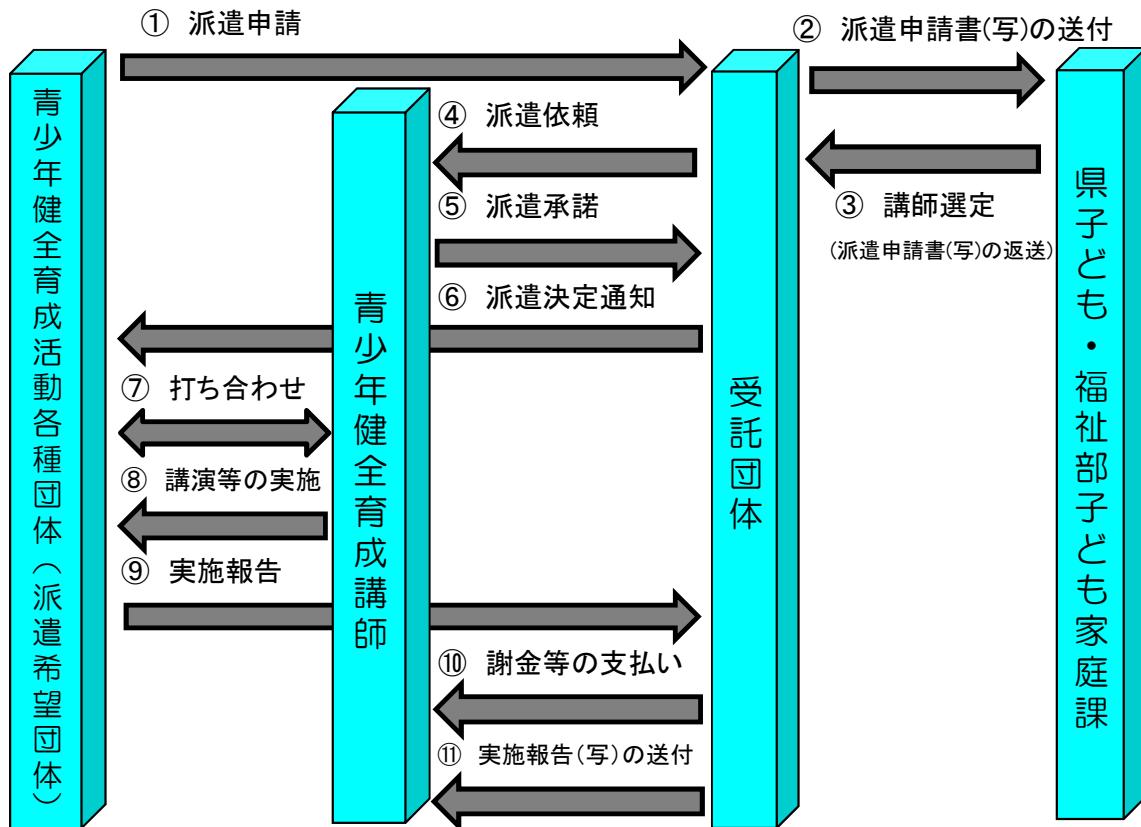
#### 3 連絡先

(1)電話番号 070-5050-3130

(受付時間9:00～17:00 ※土日祝を除く)

(2)メールアドレス sokusin@sgsg.work

## 青少年健全育成に向けた講師派遣事業 フロー図



### 【講師派遣の流れ】

- ① 主催者が、派遣申請書(様式第1号)を提出  
《 主催者 → 受託団体 》
- ② 受託団体から県へ派遣申請書(写)を送付(メール又はFAX)  
《 受託団体 → 県 》
- ③ 県が講師を選定し、受託団体へ派遣申請書を返送  
《 県 → 受託団体 》
- ④ 講師へ派遣依頼書により派遣依頼  
《 受託団体 → 講師 》
- ⑤ 講師より派遣の対応の可否回答  
《 講師 → 受託団体 》
- ⑥ 主催者へ派遣日時、派遣する講師等を記載した派遣決定通知書の送付  
《 受託団体 → 主催者 》
- ⑦ 主催者において、講師と講演内容等の打ち合わせ
- ⑧ 講演会等の実施
- ⑨ 講演会等終了後、10日以内に派遣事業実施報告書(様式第4号)を提出  
《 主催者 → 受託団体 》
- ⑩ 講師への謝金等の支払い  
《 受託団体 → 講師 》
- ⑪ 講師へ実施報告(写)の送付  
《 受託団体 → 講師 》

## 注意事項

- 同一日かつ同一場所において、関係する複数の団体から申し込みがあった場合は、同一団体による申し込みと判断し、いずれかの講演会のみ派遣対象とします。
- 講師との具体的な打ち合わせ等は、講師決定後、直接行うこととし、必要な資料・資材・会場等の手配は、事前に講師との打ち合わせの上、準備してください。ただし、謝金及び当日の旅費以外にかかる経費(打ち合わせにかかる費用等)については主催者の負担とします。
- オンラインによる講演会を希望される場合には、主催者において、講演環境を準備してください。  
使用するツールは、申請書へ記入してください。
- 「本事業対象以外の講演会等の講師選定の参考にしたい」など、本事業で派遣している講師の情報に関する照会には対応しません。
- 申請書に特定の講師を希望する旨を記載していた場合、不受理とします。  
引き続き、本事業の利用を希望する場合には申請書を再提出していただきます。
- 本事業の対象は、保護者や地域住民が主として参加する講座、研修会又は講演会等です。  
「派遣対象となる分野一覧」に記載する「学生のみの講演会等にも派遣可能なもの」を除き、学生のみ(教職員を含む)しか参加しない授業への講師派遣は行いません。
- 講演会等の実施にあたっては、講師が「青少年健全育成に向けた講師派遣事業の講師」であること又は講演会等が「青少年健全育成に向けた講師派遣事業」を活用したものであることを、式次第、看板、配布資料等のいずれかに明記してください。

## よくある質問

### 1 スマホやネットの使い方について、授業（又は集会）で学生に向けて話をして欲しい。

分野「インターネット・携帯電話」については、学生のみ対象の講演派遣は行いません。

学生向けのインターネットモラル教室については、企業や各種団体が開催しており、岡山県子ども・福祉部子ども家庭課のホームページ内、

○スマホ・ネットを安全に利用するために — 講習会・補助教材のご紹介 —

(<https://www.pref.okayama.jp/page/339726.html>)

に紹介しておりますので、参考してください。

### 2 以前お世話になった講師に予約をとっているので、その講師を派遣して欲しい。

本事業では、特定の講師を希望することは出来ません。

講師との具体的な打ち合わせ等は、講師決定後に行ってください。

特定の講師を希望される場合は、本事業の対象外となりますので、主催者が当該講師と直接契約の上、個別に対応してください。

なお、特定の講師が選定されなかったことを理由として講演会を中止することを考えている場合は、決定した講師に対して失礼にあたりますので、本事業で申請をお受けすることは出来ません。

### 3 「派遣対象となる分野」に記載されていない内容の講演会に講師を派遣してもらえるか。

青少年の健全育成に関する内容であれば、講師を派遣出来る場合がありますので、申込み前に御相談ください。

### 4 学生と保護者（又は、参加者）をそれぞれ分けて二部構成にし、それぞれで講師に話をして欲しい。

合計時間が2時間未満の場合は、本件の対象としますので、講師決定後、直接、講師と打ち合わせをしてください。

事前に講師にお伝えしますので、申請書の「その他参考事項」欄に構成の詳細を記載してください。

ただし、講師の調整が出来ない場合には、不成立となる場合があります。

なお、学生のみの講演部分については、「派遣対象となる分野一覧」の内、「学生のみの講演会等にも派遣可能なもの」以外は受け付けません。

### 5 オンラインで講演会を開催する場合、受講者は一箇所に集めた方が良いか。

受講者を一箇所に集める必要はありません。

主催者側で準備されるツールに応じて、受講者を全て遠隔対応として問題ありません。

ただし、要件となる「20名以上の受講者」が聴講する計画を立ててください。

### 6 あらかじめ講演を撮影し、その動画を講演会で放送したい。（当日講師の派遣無し）

あらかじめ撮影した動画による講演会は、本事業の対象外です。

## 青少年健全育成に向けた講師派遣事業派遣申請書

年　月　日

受託団体　　御中

主催者住所 (〒　　-　　)

主催者名称

代表者氏名

青少年健全育成に向けた講師派遣事業実施要項第2条に基づき、次のとおり申請します。

講演等の希望時間	第1希望	年　月　日 (　　)
	午前・午後	:　～　:
	第2希望	年　月　日 (　　)
	午前・午後	:　～　:
第3希望	年　月　日 (　　)	
午前・午後	:　～　:	
第4希望	年　月　日 (　　)	
午前・午後	:　～　:	
講演会等の名称		
派遣希望場所	所在地	
	会場名	
	会場電話番号	(　　) -
参加対象者		
参加予定人員	名	
参加料	無　・　有	
	有の場合 (参加負担金 (内訳) :　　)	円 円
1. 講演会等の開催目的 ※具体的に記載すること		
2. 希望する講演内容 (分野 : ) ※分野の中で、講演を依頼したい内容について、具体的に記載すること		
3. オンラインの希望の有無 無　・　有 (使用ツール : )		
4. その他参考事項		
担当者 職・氏名		
電話番号	(　　) -	
FAX番号	(　　) -	

※ 講演会等の企画書等参考資料を添付してください。

※県が講師を選定するため、以下は記入しない。

派遣する講師	第1		第2	
	第3			

## 青少年健全育成に向けた講師派遣事業実施報告書

年 月 日

受託団体 御中

主催者住所

主催者名称

代表者氏名

青少年健全育成に向けた講師派遣事業について、次のとおり報告します。

利用日時 (講演時間)	年 月 日 ( )		
	午前・午後	:	～
講演会等の名称			
場 所	所在地		
	会場名		
参加者			
参加者数	名 (性教育・デートDVに係る講演会の場合:男性 名、女性 名)		
講演等内容 (具体的に記載)			
1. 講師名 2. 演題 3. 内容			
感想・意見など			
担当者 職・氏名			
電話番号	( ) -		
FAX番号	( ) -		

※利用日時については、実際に講師が講演を行った時間を記載してください。

※派遣当日のプログラム、記録写真、その他参考資料を添付してください。

# **青少年健全育成に向けた講師派遣事業実施要項**

## (趣旨)

第1条 この要項は、家庭・地域等の教育力の向上と地域での青少年健全育成の取組の促進を図るため、青少年健全育成に向けた講師派遣事業の運用について必要な事項を定めるものとする。

## (講師派遣等)

第2条 県は、青少年健全育成活動に取り組む各種団体等（以下「各種団体等」という。）から講座、研修会又は講演会等への講師の派遣依頼があり、適当と認められる場合は、第3条により選定した講師を当該団体に派遣するものとする。

## (講師選定)

第3条 県は、次に掲げる事項を検討の上、講師を選定する。

- 一 講演会等の目的・趣旨・内容
- 二 専門性・実績
- 三 選定回数又は活動年数
- 四 受講者の評価

## (講師の所掌事務)

第4条 講師は、各種団体等が行う講座、研修会又は講演会等における講演等を行う。

## (講師の守秘義務及び遵守事項)

第5条 講師は、所掌事務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。講師の活動外も同様とする。また、講師としての活動は、他の模範となるよう努めなければならない。

## (謝金及び費用弁償)

第6条 講師が所掌事務に従事した場合は、別に定めるところにより、予算の範囲内において謝金を支給し、費用弁償を行うものとする。

## (その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

## 附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

# 青少年健全育成に向けた講師派遣事業に係る派遣要領

## 第1 目的

この要領は、青少年健全育成に向けた講師派遣事業実施要項第7条の規定に基づき、その実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 派遣対象となる講演会等

派遣の対象となる講座、研修会又は講演会（以下「講演会等」という。）は、活動の本拠を岡山県に置く青少年健全育成活動に取り組む各種団体（地域活動グループ、町内会、学校、PTA、その他各種団体等）が開催する、以下の（1）から（6）までの条件を満たすものとする。

（1）岡山県内で開催するもの

（2）岡山県民又は岡山県に通勤若しくは通学する者を対象に開催するもの

（3）受講者数が概ね20名以上のもの

（4）講演時間が概ね45分以上2時間以内のもの

（5）政治、宗教及び営利を目的としないもの

（6）講演を主催する団体が、年度内に青少年健全育成に向けた講師派遣事業に係る講師派遣を受けていないもの

なお、本事業は、原則、保護者又は地域住民を主たる受講者とする講演会等を対象とするが、別に定める「手引き」により、「学生のみの講演会等にも派遣可能なもの」と指定する分野については、学生のみが参加する講演会等であっても、派遣の対象とする。

## 第3 派遣手続き

（1）講師の派遣を希望する講演会等の主催者（以下「主催者」という。）は、原則として申請期間中に「青少年健全育成に向けた講師派遣事業派遣申請書」（様式第1号）を、県子ども・福祉部子ども家庭課（以下「子ども家庭課」という。）から事業を受託している団体（以下「受託団体」という。）に提出する。

（2）受託団体及び子ども家庭課は、申請書を審査し、適当と認められる場合、講師と「青少年健全育成に向けた講師派遣依頼書兼派遣回答書」（様式第2号）において調整の上、派遣する講師を決定し、「青少年健全育成に向けた講師派遣決定通知書」（様式第3号）により主催者に通知する。

## 第4 実施報告

（1）主催者は、講演会等終了後10日以内に「青少年健全育成に向けた講師派遣事業実施報告書」（様式第4号）を、受託団体に提出する。

（2）受託団体は、「青少年健全育成に向けた講師派遣事業実施報告書」（様式第4号）の写しを講師に送付する。

## 第5 謝金等

（1）講師への謝金及び旅費は、受託団体が予算の範囲内において支払う。

（2）謝金及び旅費の額は別に定める。

## 第6 実績報告

受託団体は、事業終了後、事業実施報告書と謝金及び旅費の支払い証拠書類を子ども家庭課に提出する。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

### 問い合わせ先

岡山県 子ども・福祉部 子ども家庭課 青少年班  
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6  
電話:086-226-0557(直通)  
FAX:086-234-5770  
E-mail:kodomokatei@pref.okayama.lg.jp

令和6年4月1日発行